

特別養護老人ホームいこいの里サービス利用料金表

1. 介護保険制度の利用者負担額について

利用者負担＝介護費用の1割(または2割もしくは3割)＋居住費＋食費＋日常生活費等

2. 利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定の内容に基づいた負担額となります。(2割負担の方は①～④の料金が2倍となり、3割負担の方は①～④の料金が3倍となります。)

①介護費用自己負担額 (1日あたり)

要介護度	多床室・個室
要介護1	573円
要介護2	641円
要介護3	712円
要介護4	780円
要介護5	847円

②加算

加算の種類	加算の内容	加算額	
精神科医師定期療養指導加算	精神科医による定期的(月2回以上)な療養指導を行った場合	1日につき 5円	○
個別機能訓練加算(Ⅰ)	機能訓練の為に職員を配置している場合	1日につき 12円	○
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	介護福祉士が入所者6名あたりに1名以上配置しており、以下のいずれかを満たす場合 ・新規入所者のうち要介護4、5の者の割合が70%以上 ・新規入所者のうち認知症入所者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)の割合が65%以上	1日につき 36円	○
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合	1日につき 4円	○
看護体制加算(Ⅱ)	常勤換算で看護職員を入所者25名に対し1名以上、かつ、基準+1名以上配置している場合 施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合	1日につき 8円	○
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等業務の登録を受けている職員を1人以上配置している場合	1日につき 16円	○
看取り介護加算(Ⅰ)	看取り介護の体制を整えており、医師が終末期であると判断した利用者について、職員が協働して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合	(死亡日)→1, 280円 (死亡日前日、前々日)→1日につき 680円 (死亡前4日～30日)→1日につき 144円 (死亡前31日～45日)→1日につき 72円	

療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	1回につき 6円	
初期加算	新規入所や1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合(30日間加算)	1日につき 30円	
安全対策体制加算	安全対策担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合。	入所時1回のみ 20円	
入院・外泊時加算	入院・外泊当日と帰園時を除く6日間に加算	1日につき 246円	
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院後、施設と医療機関の管理栄養士が連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	1回につき 200円	

③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(①介護費用自己負担額+②加算) × 8.3%

④介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

(①介護費用自己負担額+②加算) × 2.7%

※高額介護サービス費の支給について

1ヶ月あたりの介護費用自己負担額が次の額を超えた場合は、超えた額が市から支給されます。

区分	負担の上限額(月額)
生活保護受給者の方等	15,000円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額とそのたの合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1160万円)未満	93,000円(世帯)
課税所得690万円(年収約1160万円)以上	140,100円(世帯)

⑤居住費及び食費(1日あたり)

利用者負担段階	対象者の収入状況	預貯金等の資産要件	負担限度額(日額)	
			居住費	食費
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	多床室 0円 従来型個室 320円	300円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	多床室 370円 従来型個室 420円	390円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以上120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	多床室 370円 従来型個室 820円	650円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円以上	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	多床室 370円 従来型個室 820円	1,360円
第4段階	上記以外の方		多床室 855円 従来型個室 1,171円	1,445円

※「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…非課税年金を含む。

3. その他

①医療費、衣類等日用品費、本人の嗜好品等はご本人の負担になります。

②介護用品にかかる費用は介護費用に含まれています。

③入院・外泊期間は、居住費を負担していただきます。

* 入院・外泊当日と帰園時を除く6日間は246円(入院・外泊時加算)+居住費となります。

入院・外泊7日目以降は居住費のみの負担となります。